

平成28年4月1日から

保育所(園)などの育休退園を廃止します

現在市では、保育所(園)や認定こども園を利用している保護者が育休休業を取得した際、4歳以下の児童が入所(園)している場合には退所(園)していただいておりますが、4月から継続利用ができるようになります。

Q. 継続利用するためにはどんな条件があるの?

A. 継続利用を希望する場合は、次の条件を満たすことが必要です

- ①継続利用させたい児童が、平成28年3月31日以降で、市内の保育所(園)か認定こども園を継続して利用していること
- ②保護者の育児休業開始日が、平成28年4月1日以降であること
- ③保護者と同一世帯の子どものに係る保育料に滞納がないこと
- ④保護者が育児休業中も継続して保育所(園)・認定こども園などの利用を希望していること

Q. 育児休業中も延長保育や休日保育は利用できるの?

A. 原則、利用できません。そのほかにも育児休業中の利用には、次の制限があります

- ①保育の最大利用可能時間は1日8時間となります
- ②原則、延長保育、休日保育は利用できません
- ③保育料の滞納が発生した場合は翌月で退所(園)していただきます

Q. 平成28年4月までに育児休業になるけど、継続利用はできるの?

A. 新しい運用基準は平成28年4月1日から適用なので、継続利用はできません

新たな運用基準は、4月1日以降の利用から適用となります。それ以前に育児休業を取られる場合は、従来の運用基準に従うので、継続利用はできません。

問い合わせ こども夢づくり課 (☎② 8265)

新本地区・池田地区の教育特区

オープンスクール・キンダーガーデンのお知らせ

平成28年4月から新本地区では「音楽・英語特区」、池田地区では「体育・英語特区」が始まります。これらの対象校園でオープンスク

ール・キンダーガーデンを開催。子どもが楽しく英語などを学ぶ様子を見学してみませんか。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

各校園の日程

新本幼稚園

日時
2月 8日(月) 9:00 ~ 11:00

池田幼稚園

日時
2月 12日(金) 8:50 ~ 10:40

新本小学校

日時
2月 4日(木) 9:45 ~ 10:30
2月 16日(火)

池田小学校

日時
2月 5日(金) 10:15 ~ 11:25
2月 10日(水)

※参加希望日の2日前までに申し込みください。
※オープンスクール・キンダーガーデン終了後に希望者には懇談を行います。

問い合わせ 学校教育課 (☎② 8358)



Let's Study English!!

プレミアム付商品券

第2弾!!

販売開始!!

消費拡大による地域経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券(第2弾)を販売します。

今回のプレミアム付商品券は、事前に購入申し込みが必要です。申し込み多数の場合は、抽選。下記の手順で購入者を決定します。

事前の申し込みが必要です

申し込み多数の場合

1. 前回購入していない人のみ対象。
2. 前回購入していない人のみを対象としても、発行部数を超える場合は、購入冊数の上限を下げる。購入冊数の上限を3冊まで下げても、発行部数を超える場合は、上限を3冊にした状態で抽選を行う。



- 申込対象 平成28年1月1日現在、総社市に住所を有する人
- 申込方法 1月下旬に各世帯に送付されている「商品券購入希望申込書」に必要事項を記入し、商工観光課か各出張所へ申し込む
- 申込期限 2月29日(月)
- 販売冊数 4万2510冊
- 購入上限 1人5万円まで
- 有効期間 4月1日(金)から12月31日(土)まで
- 取扱店舗 市内の事業所。使用できる店舗には、ステッカーを掲示します
- 問い合わせ 商工観光課商工労政係 (☎② 8276)

マイナンバー制度関連情報

通知カードが届いていない人は2月末までに相談してください



以下の場合、市役所へ返戻され保管しています。

- 郵便局に住所地(住民票に登録された住所)以外への転送依頼を届けている場合
- 不在配達連絡票がポストに入っていたが、再配達の依頼をしていなかったり、受け取りに行かなかったため、郵便局での保管期間が終了している場合
- 病院へ入院するなどして配達期間内に住所地に居住しておらず、現在まで不在配達連絡票が入っていたことに気付いていない場合
- 送付先に誰も住んでいない場合など

※通知カードを市役所で保管する期間は、市へ返戻されてから約3か月です。

問い合わせ 市民課戸籍住民登録係 (☎② 8370)

あなたも狙われているかも! マイナンバー詐欺多発中



マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話・訪問などに関する相談が寄せられています。

- マイナンバーに関する手続きで、国や市の職員が個別に家族構成や資産などの個人情報を調べることはありません。
- マイナンバーは、法律や条例で定められた手続きしか使用することができません。

不審な電話はすぐに切り、訪問の申し出があっても断りましょう。不審なメールは無視しましょう。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。

あやしいと思ったら
消費者ホットライン「188」へ